



## 福祉器材貸し出し要領

### 1, 利用対象者

- ・市町村社会福祉協議会
- ・ボランティアグループ
- ・福祉、保健、医療、教育機関・団体及び社会福祉施設
- ・そのほか、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体、個人

### 2, 貸出本数

ビデオテープ及び DVD の貸出は、原則 1 回 5 本以内とし、その他の器材については必要台数とします。

### 3, 貸出期間

原則として 1 週間以内。ただし、諸般の事情により延長を希望される場合は、当センターの許可を得たときに限り認めるものとしますので、事前に申し出てください。

### 4, 利用方法

#### 1) 事前に必ず電話予約してください。その際、

☆器材名（ビデオの場合はコード番号と題名）

☆台数、サイズ

☆利用期間（借用・返却の際の来所時間も）

☆連絡先（申込み者名、電話番号）

を伝えてください。

また、予約は利用希望日の 3 ヶ月前から受付します。

#### 2) 予約後、所定の借用書「福祉器材借用願い」に必要事項を記入のうえ捺印後提出してください。FAXでの受付も可能ですが、当日原本を提出してください。

#### 3) 借用器材の貸出及び返却についての取り扱いは来所のみとします。ビデオテープについては、利用後「上映報告書」を提出して頂きます。

### 5, その他

- ・万一器材を損傷したり、紛失した場合は速やかに連絡してください。
- ・ビデオの複製は法律上禁止されていますので、ご遠慮ください。・器材の又貸し、有料上映会等は絶対にしないでください。これらを巡るトラブルが生じた場合、当センターは一切の責任を負いません。
- ・器材は貸出前の状態に戻して（ビデオの場合は巻き戻しをして）返却してください。